（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）がその効力を有する間、同法第三十二条第一項に規定する」に改め、同項の表を削る。

附則第四条第二項中「地方分権改革推進法」を「生産性向上特別措置法」に、「地方分権改革推進委員会」を「革新的事業活動評価委員会」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十八条及び第二十五条の規定による債務の保証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「、第十五号及び第十六号」を「及び第十五号から第十七号まで」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号及び第十九号」に、「同条第一項第二十三号」を「同条第一項第二十四号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項第十九号から第二十二号まで」を「第十五条第一項第二十号から第二十三号まで」に、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改め、同項第二号中「除く。）及び」を「除く。）、」に改め、「同項第十六号に掲げる業務」の下に「及び同項第十七号に掲げる業務」を加え、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第二十三号」を「第十五条第一項第二十四号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改める。

第二十一条第一項中「、第十五号及び第十六号」を「及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十九号から第二十二号まで」を「第十五条第一項第二十号から第二十三号まで」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第七条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）	第五十二条第三項	内閣府又は	内閣府、復興庁又は
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

産業競争力強化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十六号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　産業競争力の強化に関する実行計画（第六条・第七条）
第三章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第八条―第十五条）」を「第二章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）」に、「第四章」を「第三章」に、「第十六条―第二十二条」を「第十五条―第二十一条」に、「第二十三条―第五十条」を「第二十二条―第四十八条」に、「第五十一条―第六十条」を「第四十九条―第六十五条」に、「第四節　設備導入促進法人（第六十一条―第七十四条）
第五節　事業活動における知的財産権の活用（第七十五条）」を「第四節　事業活動における知的財産権の活用（第六十六条―第七十五条）」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に、「第百十九条」を「第百二十五条」に、「第二節　中小企業承継事業再生の円滑化（第百二十条―第百二十五条）
第三節　中小企業再生支援体制の整備（第百二十六条―第百三十三条）」を「第二節　中小企業再生支援体制の整備（第百二十六条―第百三十三条）」に、「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に改める。

第一条中「並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備する」を「を定める」に改める。

第二条第二項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第七項中「第二十二条」を「第二十一条」に改め、「、当該国立大学法人等と連携しつつ」を削り、同条第十項中「設備」の下に「、情報システム」を加え、同条第十一項第一号ト中「取得（」の下に「当該他の会社が関係事業者である場合又は」を加え、同号チ中「譲渡（」の下に「当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、」を加え、同号リ中「取得（」の下に「当該外国法人が外国関係法人である場合又は」を加え、同号ヌ中「譲渡（」の下に「当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、」を加え、同項第二号イ中「次項第二号において「新商品の開発等」という。）」を削り、同条第十二項中「特定事業再編」を「特別事業再編」に、「二以上の事業者が、それぞれ」を「事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人」に、「当該二以上の事業者のそれぞれの」を「、その」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であって、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ロ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）